

広島県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和八年八月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
ゆなの風訪問看護ステーション	東広島市八本松飯田七五八番地二九のぞみヶ丘ハイム二〇一	東広島市八本松東六丁目二番三二号	令和八年五月二十五日